

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	大和冷機工業株式会社
【英訳名】	DAIWA INDUSTRIES LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 敦史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区小橋町3番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表者である代表取締役社長尾崎敦史は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社は子会社及び関連会社がなく業務用冷凍・冷蔵庫、店舗厨房用冷凍機器等の製造販売等を主たる事業としていることから、僅少な売上高を計上する事業を除き、すべての事業拠点を評価の対象としております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は業務用冷凍・冷蔵庫、店舗厨房用冷凍機器等の製造販売及びこれらの機器の点検・修理を行っており、事業活動において多額に計上される売上高、売掛金、売上原価を構成する製造原価及び商品仕入と買掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象にしております。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、税金プロセスを、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。